

社会福祉法人三徳会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026 年 4 月 1 日～2031 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：計画期間中の男性の育児休業取得率を 70%以上とする

＜対策＞

- 2026 年 4 月～ 育児休業取得対象となる職員の把握の仕組みを整備（本人申出・管理職報告・事務による定期確認）し、対象者リストを作成する
- 2026 年 8 月～ 対象職員に対して個別面談を実施し、育児休業制度の説明および取得意向の確認を行う
※配偶者の出産予定の申出を受けた場合には、原則として全員に面談を実施する
- 2026 年 7 月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、勤務調整など）・実施
- 2027 年 4 月～ 短期分割取得等の柔軟な取得モデルを導入し、取得しやすい環境を整備する
- 2029 年 4 月～ 取得事例の共有および管理職評価への反映

目標 2：介護職員の計画期間内における平均時間外労働時間を計画期間前の 1 / 2 へ削減する。

＜対策＞

- 2026 年 4 月～ 各施設・セクションにおける人員配置状況および残業発生要因の分析を実施し、不足人員の実態を把握する
- 2026 年 10 月～ 計画的な人員確保（採用活動の強化、非常勤職員・短時間勤務職員の活用、派遣職員の活用等）を実施する
※育児休業取得者の発生を見据えた人員配置計画を策定する
- 2027 年 4 月～ 急な欠員に対応するための応援体制（フロア間・部署間連携）の整備
- 2027 年 10 月～ シフト作成ルールの見直し（連続勤務の抑制、休憩時間の確保、残業前提の配置の見直し等）
- 2028 年 4 月～ 業務標準化により特定職員への負担集中を解消
- 2028 年 10 月～ 記録業務等の ICT 化による業務効率化の見直しと改善・推進
- 2029 年 10 月～ 各セクションにおける問題点の継続的な検討および改善の実施